

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における
安全協定に基づく事前了解願いについて

平成 22 年 6 月 3 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

当社は、本日、福島第一原子力発電所機器保全管理建屋および福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置について、安全協定に基づく事前了解願いを福島県ならびに大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町に提出いたしました。

なお、今回提出した事前了解願いは以下の 2 件です。

- ・ 福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置
提出先：福島県、大熊町、双葉町
- ・ 福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置
提出先：福島県、楡葉町、富岡町

以 上

添付資料

- ・ 福島第一原子力発電所 機器保全管理建屋の設置について（概要） [別紙-1]
- ・ 福島第二原子力発電所 使用済樹脂等の処理設備の設置について（概要） [別紙-2]

福島第一原子力発電所 機器保全管理建屋の設置について（概要）

1. 現状

福島第一原子力発電所においては、プラントの安全性・信頼性向上のため、様々な保全活動の取り組みにより、設備機器の取替え工事や点検等を計画的に実施している。また今後においても、プラントの経年劣化に対する保全活動として設備機器の取替え工事等を検討している。

このような保全活動を実施するにあたり、定期検査で点検する一部の機器については設置場所が狭隘であり、同時に点検作業が行えない場合がある。また、発電所の運営により発生する放射性固体廃棄物（主に金属等の不燃廃棄物）は固体廃棄物貯蔵庫に保管しているが、取替え工事等で不要になった大型機器については解体・除染作業を行える作業区域をプラント内に確保することが難しいため解体せずに保管している。

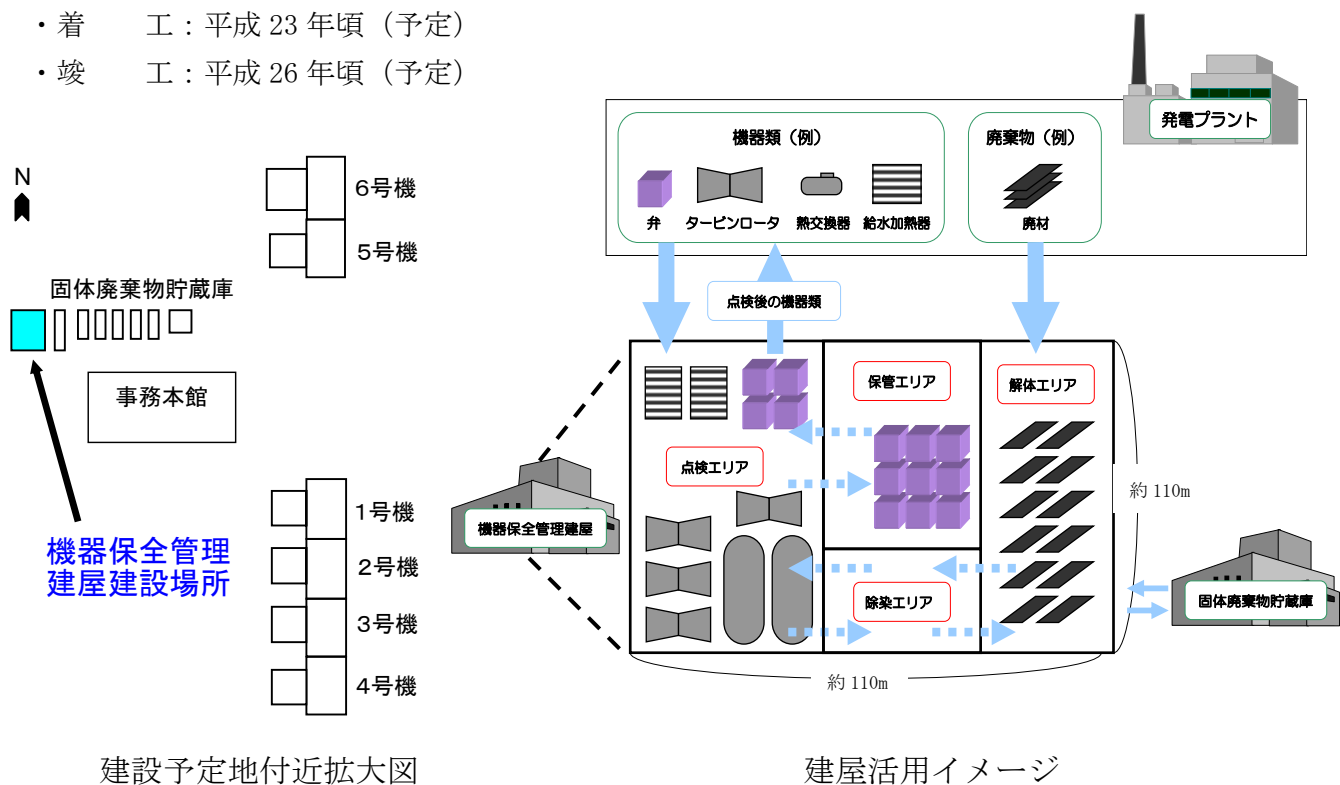
2. 設置による効果

点検専用の作業場所を設置することで、狭隘なエリアでの輻輳した作業環境を回避することができるとともに、周囲に放射線源が無いために点検に伴う被ばく量の低減を図ることができる。

また、不要になった大型機器を解体・除染することにより、固体廃棄物の放射能低減を図るとともに固体廃棄物貯蔵庫等における保管状況の改善を図ることができる。

3. 設備の概要

- ・ 設置場所：固体廃棄物貯蔵庫西側
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造り、地上2階建（予定）
- ・ 建屋床面積：1階約11,000m²（約110m×約110m）、最大高さ約25m
- ・ 着工：平成23年頃（予定）
- ・ 竣工：平成26年頃（予定）



建設予定地付近拡大図

建屋活用イメージ

福島第二原子力発電所 使用済樹脂等の処理設備の設置について（概要）

1. 現状

発電に伴い発生する使用済樹脂*¹は、既設の処理設備で焼却できないため、全量を使用済樹脂槽に保管している。また、雑固体難燃物*²については、可燃物との混焼により既設の処理設備で焼却しているが、混焼に必要な可燃物が十分に確保できないことから、焼却できない雑固体難燃物は固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵している。

*1 使用済樹脂

タービンの復水器で得られる復水を脱塩・浄化する装置や、廃液処理系の水質を維持する装置で使用されるイオン交換樹脂。放射性物質を吸着するため、使用済みの樹脂は放射化している。

*2 雑固体難燃物

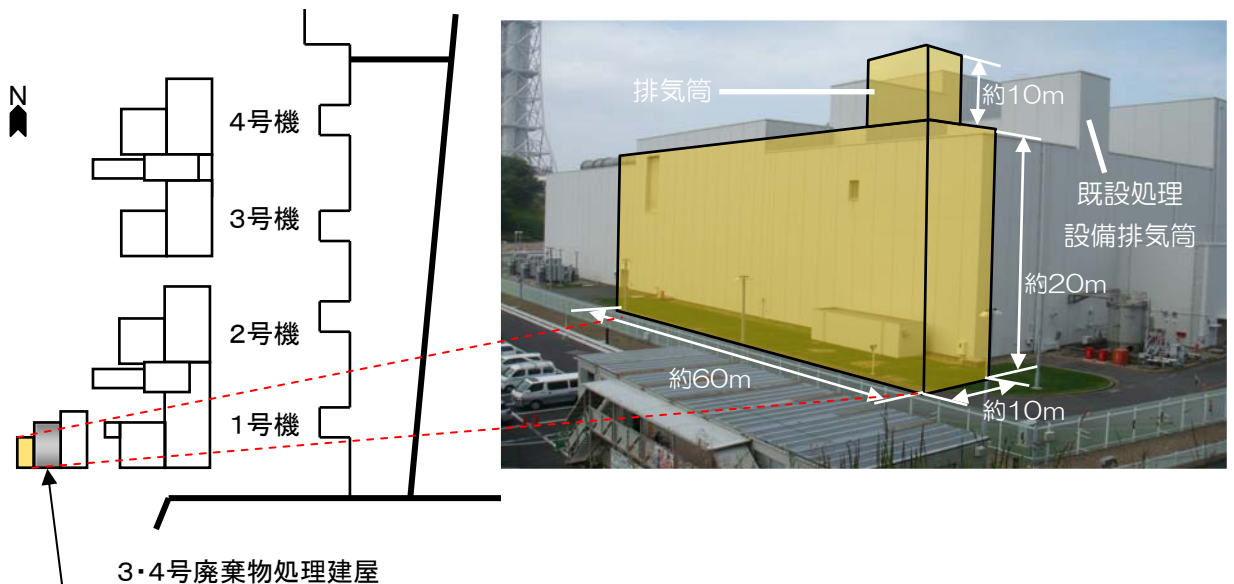
発電所で発生する固体状の低レベル放射性廃棄物のうち、難燃性のもの。

2. 設置による効果

使用済樹脂および雑固体難燃物を専焼できる処理設備を追設し、運用することにより、これまで発電所構内で貯蔵・保管していた放射性廃棄物を減容することができる。

3. 設備の概要

- ・ 設置場所 : 3・4号廃棄物処理建屋 西側
- ・ 建屋床面積 : 約600m²（約60m×約10m）、最大高さ約30m
※焼却に伴う排ガスを排出する排気筒を屋上に設置
- ・ 処理設備(焼却炉)容量 : 60kg/時程度（予定）
- ・ 着 工 : 平成24年頃（予定）
- ・ 竣 工 : 平成26年頃（予定）



設置予定付近拡大図